

みんなで富士見を元気にしよう 同級会補助金をご活用ください

申込 問 生涯学習課 生涯学習係(コミュニティ・プラザ内) ☎62-7900

昨年度から始まった「富士見町同級会支援事業補助金」は、約700名の方にご利用いただきました。
新型コロナウイルス感染症への経済対策の一環として、**令和2年度のみ補助条件のうち人数を10人以上から4人以上に、回数を年1回から3回に緩和し、より利用しやすくしました。**

旧知である友との交流の場を広げ、仲間づくり生きがいに、また、元気なまちづくりのためにご活用ください。

※開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症予防にご留意ください。

主な補助要件 (令和2年度)

- 同級会とは町内小中学校の卒業生で、学級または学年の単位で開催される親睦会をいう
- 同級会は町内で開催すること
※町内の店舗から購入し、屋外や個人宅等での開催も対象です
- 参加人数は**4人以上**
- 同一の同級会の補助は、同一年度内に**3回**まで
- 補助金の額は、同級生参加者1人あたり1,000円
- 開催の日の属する年度の、翌4月1日現在において20歳以上の者



申請の手順 窓口は生涯学習係(コミュニティ・プラザ内)

① 「補助金交付申請書」を、開催日の2週間前までに提出

★添付書類：参加予定者名簿、収支予算書

➔「補助金交付決定通知書」が申請者に通知されます。

② 同級会実施後すみやかに「補助金実績報告書」と「請求書」を提出

★添付書類：参加者名簿、利用店舗領収書等の支払いを証明するものの写し、参加者全員が分かる集合写真

➔報告書の内容を審査後、確定補助金額が指定された口座に振り込まれます。

※申請書等のダウンロードなど、その他詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

新型コロナウイルス危機突破支援金のお知らせ

問 産業・雇用 総合サポートセンター(諏訪地域振興局 商工観光課) ☎53-6000

長野県では、顧客との密接な接触を避けることが難しい業種に対して、業種別ガイドラインによる感染防止対策に取り組む小規模事業者を支援するため「新型コロナウイルス危機突破支援金」を受け付けています。

【対象者】 理容、美容、エステティック、リラクゼーション、ネイルサービス、運転代行、療術業を営んでいる小規模事業者(常時使用する従業員の数が5人以下)

【受付】 9月30日(水)まで ※消印有効

【交付額】 1事業者あたり10万円

【受付方法】 申請書を長野県のホームページからダウンロード、もしくは産業課 商工観光係(2階⑩番窓口)にて入手し、産業・雇用 総合サポートセンターへ提出してください

【提出先】

産業・雇用 総合サポートセンター
(諏訪地域振興局 商工観光課)
〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10

【長野県ホームページ】

申請書はこちらからダウンロードください
<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona/toppakin.html>

